

## 香川県条例第2号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																			
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び	略			<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び	略		
種別	区分	単位	金額																				
1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び	略																						
種別	区分	単位	金額																				
1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び	略																						

同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項の手数料			
1の2 廃止された私立学校、私立の専修学校又は私立の各種学校証明手数料	生徒又は学生であった者に係る卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位取得証明書又は調査書（県の保有する情報に係るものに限る。）	1件	400円
2 納税証明手数料（香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第92条及び第95条の規定による納税証明を除く。）	略		
3～105 略			
106 危険物取扱者保安講習受講申請手数料		1件	5,300円
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 略 浮き屋根式特定屋外		

同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項の手数料			
2 納税証明手数料（香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第92条及び第95条の規定による納税証明を除く。）	略		
3～105 略			
106 危険物取扱者保安講習受講申請手数料		1件	4,700円
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 略 浮き屋根式特定屋外		

タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件	<u>145万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1 件	<u>172万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1 件	<u>192万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1 件	<u>236万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1 件	<u>274万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1 件	<u>564万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリ	1 件	<u>724万円</u>

タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件	<u>118万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1 件	<u>141万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1 件	<u>159万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1 件	<u>195万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1 件	<u>227万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1 件	<u>455万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリ	1 件	<u>582万円</u>

	<p>ットル以上40万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの</p> <p>略</p>	1 件	<u>879万円</u>		<p>ットル以上40万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの</p> <p>略</p>	1 件	<u>707万円</u>
108～117 略				108～117 略			
118 高压ガス製造許可・承認申請手数料	<p>高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項、119の項、122の項及び123の項において「法」という。） 第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）</p> <p>略</p> <p>法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの</p> <p><u>当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者</u> <u>その他の者</u></p>	1 件	<u>6,000円</u>	118 高压ガス製造許可・承認申請手数料	<p>高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項、119の項、122の項及び123の項において「法」という。） 第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）</p> <p>略</p> <p>法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの</p>		

処理容積が1,000万立方メートル以上の設備  
処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備  
処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備  
処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備  
処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備  
処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備  
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備  
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備  
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備

略

略

略

略

略

略

略

略

略

<u>処理容積が1,000万立方メートル以上の設備</u>	1件	91,000円
<u>処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備</u>	1件	75,000円
<u>処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備</u>	1件	6万円
<u>処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備</u>	1件	44,000円
<u>処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</u>	1件	27,000円
<u>処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備</u>	1件	21,000円
<u>処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備</u>	1件	16,000円
<u>処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備</u>	1件	13,000円
<u>処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</u>	1件	11,000円

	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	略	
119~121 略			
122 高圧ガス製造施設又は高圧ガス第一種貯蔵所完成検査手数料		1件	118の項から121の項までの区分の欄の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項又は第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
123~150 略			

	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件	7,400円
119~121 略			
122 高圧ガス製造施設又は高圧ガス第一種貯蔵所完成検査手数料		1件	118の項から121の項までの区分の欄の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項又は第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
123~150 略			

151 液化石油ガス貯蔵施設等完成検査手数料	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項及び152の項において「法」という。）第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	1件	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
略			

152～251 略			
252 介護支援専門員実務研修手数料		1件	54,000円
252の2 介護		1件	39,000円

151 液化石油ガス貯蔵施設等完成検査手数料	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項及び152の項において「法」という。）第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	1件	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
略			

152～251 略			
252 介護支援専門員実務研修手数料		1件	55,000円
252の2 介護		1件	53,000円

支援専門員再 研修手数料			
253 介護支援 専門員更新研 修手数料		1件	39,000円
254～257 略			
258 主任介護 支援専門員研 修手数料		1件	39,000円
258の2 主任 介護支援専門 員更新研修手 数料		1件	41,000円
259～570 略			
571から573ま で 削除			
574～598 略			

備考  
略

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料
-----	-----

支援専門員再 研修手数料			
253 介護支援 専門員証更新 研修手数料	実務経験を有しない者 その他の者	1件 1件	53,000円 4万円
254～257 略			
258 主任介護 支援専門員研 修手数料		1件	4万円
258の2 主任 介護支援専門 員更新研修手 数料		1件	42,000円
259～570 略			
571 建築士免 許手数料	二級建築士又は木造建 築士免許	1件	24,400円
571の2 建築 士免許証書換 え交付手数料	二級建築士又は木造建 築士免許証	1件	5,900円
571の3 建築 士免許証再交 付手数料	二級建築士又は木造建 築士免許証	1件	5,900円
572 建築士事 務所登録手数 料	一級建築士事務所登録 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所登録	1件 1件	17,000円 12,000円
573 建築士事 務所登録証明 手数料		1件	400円
574～598 略			

備考  
略

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料
-----	-----



1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験 甲種危険物取扱者試験	1件 7,200円
乙種危険物取扱者試験	1件 5,300円
丙種危険物取扱者試験	1件 4,200円
4 消防法第17条の8第1項の消防設備士試験 甲種消防設備士試験	1件 6,600円
乙種消防設備士試験	1件 4,400円
5～12 略	
13 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の技能検定試験のうち学科試験	略
14 建築士法（昭和25年法律第202号。15の項から18の項までにおいて「法」という。）第4条第3項に規定する二級建築士又は木造建築士の免許	1件 24,400円
15 法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付	1件 5,900円
16 法第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	略
17 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録 一級建築士事務所の登録	1件 17,000円
二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録	1件 12,000円
18 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録を受けていることの証明	1件 400円
19 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	略

1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験 甲種危険物取扱者試験	1件 6,600円
乙種危険物取扱者試験	1件 4,600円
丙種危険物取扱者試験	1件 3,700円
4 消防法第17条の8第1項の消防設備士試験 甲種消防設備士試験	1件 5,700円
乙種消防設備士試験	1件 3,800円
5～12 略	
13 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の技能検定試験のうち学科試験	略
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	略
15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部106の項並びに別表第2の3の項及び4の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。